平成２７年（フ）第５２４号
埼玉県狭山市大字南入曽420番地の19　メゾンエトワールＢ―202
債務者　齊藤　絵夢（旧姓瀧島）
1　決定年月日時　平成27年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１４号
長崎県五島市三井楽町濱窄275番地29、住民票上の前住所長崎市緑町１番16号　緒方ハイツ302号
債務者　吉谷　祐二
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２７年（フ）第２３５号
大分市大字宮河内2343番地
債務者　佐藤　隆司
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６００号
札幌市中央区南５条西８丁目３番地１　マイアトリア南５条1006号
債務者　赤間奈津美
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７１９号
北海道石狩市花川北３条３丁目４番地　花川中央団地17―205
債務者　柳田　清司
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７３３号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番１―903号
債務者　若山　治郎
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７８０号
札幌市手稲区手稲本町５条４丁目４番50号　ピアコート手稲本町201号
債務者　齊藤　敬一
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１７９８号
札幌市南区定山渓温泉東１丁目61番地
債務者　工藤佐知子
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８００号
札幌市手稲区富丘２条４丁目６番８号
債務者　高橋　浩之
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８０４号
札幌市北区北25条西14丁目２番27号　フォレストヒロ201号
債務者　太田　　悠
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８１２号
札幌市豊平区美園１条３丁目２番11号　る・ぱれ美園一番館Ｉ号
債務者　内藤　拓眞
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０６号
北海道登別市新生町２丁目17番地３　新生団地２―252
債務者　小西　直也
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
北海道河西郡芽室町東３条南１丁目５番地　コーポイシバシＤ号室
債務者　菅　　直樹
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
北海道河東郡音更町木野大通東７丁目10番地　木野団地Ｒ２―３―32号
債務者　櫻井　千尋（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
福島県会津若松市柳原町１丁目４番５号、前住所福島県会津若松市天神町12番13号　若葉２号
債務者　室井　芳代
1　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第１３９号
群馬県太田市東矢島町1266番地２　アサヒハイツ202号
債務者　相原みどり
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１４５号
群馬県太田市藪塚町1967番地52　ナーシングホームたいよう、前住所群馬県太田市鶴生田町888番地　鳥之郷市営住宅945号
債務者　箕輪富美次
1　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
前橋地方裁判所太田支部